平成２８年（フ）第８８号
沖縄県沖縄市高原６丁目13番10号　コーポ川根４－Ａ
債務者　福里　真希
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第３８６４号
東京都世田谷区桜新町１丁目36―16―205
債務者　加勢　利恵（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３００号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番28―305号
債務者　石口千加子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２８２号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目14番10号
債務者　増田　　淳
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５７９号
神奈川県平塚市日向岡１丁目４番17号、前住所東京都東村山市萩山町４丁目８番地21　ＮＴハイツ萩山　203
破産者　白石　龍平
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４３号
神奈川県小田原市浜町３－６―40、住民票上の住所神奈川県小田原市浜町３丁目５番７号
破産者　松本　章吾
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５３号
神奈川県足柄上郡開成町宮台164番地１　ベルファミーユ開成205、前住所神奈川県足柄上郡開成町金井島1254番地
破産者　下山あかね（旧姓松本）
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７０号
神奈川県小田原市蓮正寺103番地の８
破産者　淺岡　　昇
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９９号
神奈川県厚木市長谷1656番地３　厚木毛利台ダイヤモンドマンション502
破産者　佐藤　詩乃
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５７号
岐阜市矢島町１丁目３番地１、前住所京都府八幡市上津屋石ノ塔37番地
破産者　辻　　幸代
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７３号
静岡市駿河区中原175番地の１
破産者　宮折有理子
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８号
静岡県浜松市中区常盤町１番地の10　ユニゾン常盤　703号
破産者　大矢　幸二
1　決定年月日　平成28年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
青森県五所川原市大字沖飯詰字男鹿156番地３
破産者　野宮農機商会こと　野宮　　武
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原129番地９
破産者　奈良　一江
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第６６５号
仙台市若林区畳屋丁38番地の２　ソレイユ101、従前の住所仙台市若林区連坊２丁目３番45―603号
破産者　伊藤　朝陽
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
仙台市若林区若林１丁目８番24―208号
破産者　矢萩　典雄
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
山形県新庄市大字泉田字往還東208番地の５
破産者　蛇口　俊介
1　決定年月日　平成28年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部